

2026年2月6日

企業会計基準委員会 御中

企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等に対するコメント

兼田 克幸（北海道大学名誉教授）

「金融商品に関する会計基準（案）」等について、下記のとおり、コメントさせていただきます。ご検討方、何卒よろしくお願い致します。

1. 金融商品会計に関する今回の改正案は、我が国で定着している現行の会計処理方法を大幅に変更するものであり、複雑な内容になっています。会計基準案の 50-5 項及び予想信用損失適用指針の BC1 項から BC27 項において「改正の経緯」が記載されています。

しかし、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失モデルを採用することが、「我が国における会計基準を高品質なものとするにつながり得る」ほか、「国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることし得る」との記述のみでは、不十分であると思われま。現行の会計基準を改正しなければならない実質的な理由を丁寧に記載して頂くよう、要望します。この点は、会計教育上も必要であると考えられます。

特に、下記の点については、現行基準にいかなる問題点があり改正するのか、改正理由を明記して頂きたい。

- ① 貸倒引当金の計上について、債権を債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して計上する現行の会計処理を廃止し、将来の予想信用損失に基づき算定する方法に変更する理由
- ② 満期保有目的債券の評価方法について、現行の償却原価法を廃止し、未収益（未収利息）を計上しない「実効金利法」に変更する理由

2. 満期保有目的債券の評価方法について、債券の格付けが高くデフォルト・リスクが低い債券については、「会計処理方法の継続性」及び「実務負担の軽減」の観点から、金融商品会計基準の 16 項において、現行の償却原価法を許容することも一案として考えられます。

金融商品実務指針案の70項では、実務負担の軽減のため、継続適用を条件として、「金利差額調整法（現行の償却原価法に相当）における定額法」よることが許容されています。この点について、現行の原則的な会計処理方法である「金利差額調整法における利息法」も認めることが適切であると思われます。

金融商品会計基準の第71-2項では、満期保有目的債券の評価について、「満期保有目的の債券の実質が貸付金と類似しているため、買付金と同様に予想信用損失モデルの対象とした」と記載されていますが、予測信用損失モデルの対象外とすることの是非について、再検討して頂きたい。

以上